

高濃度 PCB の令和 7 年度末までの確実な処理の実施に向けた取組

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

1. 東京・北海道事業エリア

- 事業終了準備期間（令和 7 年度末まで）内の確実な処理に向けて、JESCO や自治体と連携し、北九州・大阪・豊田事業エリアでの経験を踏まえ、掘り起こし調査結果等を参考に取りこぼしがないように、発見事例集等を用いて保管事業者等に入念な確認を促すとともに、早期かつ確実な処理のために自治体とともに立入検査等の行政指導を行う。
- 各事業所の搬入期限等の処理スケジュールを提示することで、事業終了間際の駆け込み処理が発生しないように、自治体、JESCO、保管事業者等に対し協力を促す。

2. 北九州・大阪・豊田事業エリア

- JESCO 受付終了後に高濃度 PCB 廃棄物が発見されている現状を踏まえ、引き続き保管基準に基づく適正な保管を実施するよう、自治体と連携して指導する。
- 令和 6 年 7 月 9 日に北海道及び室蘭市から、環境省が令和 5 年 12 月 21 日に行った北九州・大阪・豊田事業エリアで発見された高濃度 PCB 廃棄物の受入れ要請について、安全かつ令和 7 年度末までの処理計画に影響を与えない範囲での処理等を条件に、受諾いただけたことから、JESCO 及び自治体と連携して集中搬入期間を設定し、その期間に確実に JESCO 北海道事業所に搬入できるよう、必要な行政指導を行う。

3. 事業エリア共通

- 低濃度 PCB 汚染機器として判別されていた変圧器等の中に高濃度 PCB 機器が混入していた事案が発生しているため、自治体、JESCO、保管事業者等に対し周知し、対応を促す。
- 新たに所有者不明物が発見された場合など、自治体による行政処分が必要な事案についても計画的に実施できるよう、技術的な助言等を行う。

以上